

議案第 77 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条第 1 項の規定により採用された特定任期付職員を退職手当の支給対象とするため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

職員の退職手当に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「除く。)」の次に「、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(退職手当の支給対象となる職員)</p> <p>第1条の2 この条例において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)別表第1の給料表の適用を受ける者(同条例第5条第9項に規定する再任用職員を除く。)、<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項の規定により採用された者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる者をいう。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(退職手当の支給対象となる職員)</p> <p>第1条の2 この条例において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)別表第1の給料表の適用を受ける者(同条例第5条第9項に規定する再任用職員を除く。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる者をいう。</p> <p>以下省略</p>